

九州旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客の運賃及び料金の
上限変更認可申請について（３回目）

１．日 時

令和６年９月２６日（木） １０：３０～１１：４５

２．場 所

国土交通省 ４号館３階 運輸審議会審議室

３．出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

鉄道局：栗原旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 波々伯部、藤澤、増田、廣井、藤間

４．議事概要

- 鉄道局から、九州旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ九州」という。）からの鉄道の旅客運賃及び料金の上限変更認可申請に係る前回までの審議における委員からの質問事項、パブリックコメント結果について、説明があった。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 鉄道の持続性向上のための改定率 15%、増収額 169 億円という大幅な運賃改定だが、パブリックコメントでも意見が出ているように、減損処理によって決算上の数字と収入原価算定上の数字が大幅に異なっている点について、利用者等にしっかり説明して理解してもらう必要があるのではないか。
 - ② 安全対策について、線路ののり面対策や脱線防止ガードなどの予防保全投資が必要であるとの説明があったが、脱線防止ガードは通常は設置されていないものなのか。
 - ③ パブリックコメントにおいて、博多～佐賀間などの在来線特急に係る割引きっぷが安すぎるため大幅値上げを行うべきとの意見があったが、なぜそのような割引きっぷが設定されているのか。
 - ④ パブリックコメントではサービスの低下に関する意見が多くあるが、ＪＲ九州の中期経営計画では、鉄道事業について徹底したコスト削減が一番の軸とされており、無人化も大胆に進められていることの弊害が生じているということだと思うが、一方で、保線状態が悪いとの意見もある中で、所管局としては、ＪＲ九州

では安全を最優先にして運営がなされているものと認識しているのか。
等について、意見・質問があった。

○ これに対し、鉄道局からは、

- ① ご指摘のとおり、パブリックコメントでもご意見をいただいているところであり、J R 九州に対しても対外的にしっかりと説明をしていくように話していきたい。
 - ② 通常は設置されていない。新幹線については、ここ数年で東海道新幹線や東北新幹線で設置が進められているが、九州新幹線の整備時には設置されていなかったため、J R 九州において、東海道新幹線などと同様に脱線防止ガードの設置を進めているところ。
 - ③ バスとの競合のため、安価な割引きっぷが設定されているものと認識している。
 - ④ 基準に基づいて一定以上の安全性が確保されているものと認識している。
- 等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。